* 委託訓練契約書における検査の期日について

通常の契約においては相手方から業務終了に関する通知があってから10日以内に検査を行うとするのが普通であるが、委託訓練の契約書においてはこれを「15日以内」としている。

これは、委託訓練の実績を確認するためには訓練受講生の就職状況等を追跡調査する必要があり、本人への聞き取り等を行う関係上検査に時間を要することから、下記の滋賀県財務規則第244条第1項のただし書きを根拠として通常の1.5倍の期間に延長しているものである。

このことについては過年度に湖北会計事務所（委託訓練に関する会計事務はおおむね高等技術専門校米原校舎で行っているため。）に協議して了承を得ている。

なお、受講生の就職状況を追跡する必要が無い日本版デュアルシステム訓練コースおよび定住外国人向け委託訓練コースについては通常通り10日間とする。

滋賀県財務規則（抜粋）

（検査の時期）

第244条　契約担当者または検査職員は、契約の相手方から契約に係る給付を完了した旨の通知を受けた日から、工事に係る給付については14日以内に、その他の給付については10日以内に検査をしなければならない。ただし、契約の性質が特殊な内容を有するときは、それぞれの最長期間に1.5を乗じた日数以内の期間に延長することができる。

２　（略）

* 延滞違約金の率の改正について

令和４年度までに実施した委託訓練プロポーザルにおいては、滋賀県督促手数料および延滞金徴収等に関する条例に基づいて契約書に定める違約金を延滞した場合の遅延利息を10.75%としていた。

しかし、令和5年3月に滋賀県財務規則が改正され、公債権ではない私債権については同条例に基づく違約金を徴収しないこととなり、私債権である委託訓練に係る延滞違約金の利息率の根拠がなくなってしまった。

違約金の徴収について契約書に記載する必要性は相変わらずあるが、その利率については条例によらず個別に定める必要が生じたことから、県が違約金を支払う場合と同様に「政府契約の支払遅延防止に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定した率」とする。